

平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会

運営要領

(目的)

第1条 この要領は、平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会規則（令和3年3月31日奈良県規則第69号。以下「規則」という。）第8条の規定により、「平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(検討内容)

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 平城宮跡歴史公園南側地区整備計画（以下「整備計画」という。）に関する事
- (2) 整備計画についてのパブリックコメントに関する事
- (3) その他必要な事項

(会議の招集)

第3条 委員長は、規則第5条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を定め、委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、奈良県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、委員会の判断により、全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 その他会議の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

(議事録)

第5条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、委員長が公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局平城宮跡事業推進室に置く。

2 必要に応じて、コンサルタントを事務局員として委員会に出席させる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和31年11月13日奈良県規則第69号）に定めるところによる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年12月9日より施行する。